

令和 7 年 12 月 1 日

第 4 回 大垣市議会定例会議案

目

次

議第80号	令和7年度大垣市一般会計補正予算(第4号)
議第81号	令和7年度大垣市病院事業会計補正予算(第1号)
議第82号	大垣市地区センター条例の一部改正について
議第83号	大垣市職員の給与に関する条例等の一部改正について
議第84号	大垣市公契約条例の一部改正について
議第85号	大垣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第86号	大垣市火入れに関する条例の一部改正について
議第87号	大垣市公設地方卸売市場業務条例の一部改正について
議第88号	大垣市下水道条例等の一部改正について
議第89号	大垣市多目的交流イベントハウス設置条例の廃止について
議第90号	大垣市守屋多々志美術館条例の廃止について
議第91号	指定管理者の指定について
議第92号	岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について
議第93号	岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
報第14号	専決処分の報告について
報第15号	専決処分の報告について

議第80号

令和7年度大垣市一般会計補正予算(第4号)

令和7年度大垣市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,011,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72,253,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更及び追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。
(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。
(繰越明許費)

第4条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第4表 繰越明許費」による。

令和7年12月1日 提出

大垣市長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15. 国 庫 支 出 金		11,017,430	282,700	11,300,130
	1. 国 庫 負 担 金	7,822,285	282,700	8,104,985
16. 県 支 出 金		4,776,680	91,300	4,867,980
	1. 県 負 担 金	2,884,492	91,300	2,975,792
18. 寄 附 金		751,530	10,000	761,530
	1. 寄 附 金	751,530	10,000	761,530
20. 繰 越 金		1,168,050	602,000	1,770,050
	1. 繰 越 金	1,168,050	602,000	1,770,050
21. 諸 収 入		3,760,847	1,000	3,761,847
	6. 雜 収 入	1,981,368	1,000	1,982,368
22. 市 債		5,462,600	24,000	5,486,600
	1. 市 債	5,462,600	24,000	5,486,600
歳 入 合 計		71,242,500	1,011,000	72,253,500

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		361,450	2,000	363,450
	1. 議 会 費	361,450	2,000	363,450
2. 総 務 費		8,315,260	223,380	8,538,640
	1. 総 務 管 理 費	5,672,740	155,300	5,828,040
	2. 市 民 活 動 費	1,278,730	12,850	1,291,580
	3. 徴 税 費	758,830	31,710	790,540
	4. 戸 簿 住 民 基 本 台 帳 費	341,840	16,600	358,440
	6. 統 計 調 査 費	107,580	4,800	112,380
	7. 監 査 委 員 費	39,760	2,120	41,880
3. 民 生 費		26,695,130	552,260	27,247,390
	1. 社 会 福 祉 費	5,754,710	213,300	5,968,010
	2. 老 人 福 祉 費	2,852,750	7,370	2,860,120
	3. 児 童 福 祉 費	12,161,210	228,550	12,389,760
	4. 生 活 保 護 費	1,817,670	101,650	1,919,320
	5. 国 民 年 金 費	26,570	1,390	27,960
4. 衛 生 費		5,163,150	65,810	5,228,960
	1. 保 健 衛 生 費	2,493,970	30,260	2,524,230
	2. 清 掃 費	2,669,180	35,550	2,704,730
6. 農 林 水 産 業 費		1,098,970	12,400	1,111,370
	1. 農 業 費	344,640	9,580	354,220
	4. 土 地 改 良 費	584,780	2,820	587,600
7. 商 工 費		2,387,220	△990	2,386,230
	1. 商 工 費	2,362,620	△990	2,361,630

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土木費		7,380,050	114,080	7,494,130
	1. 土木管理費	244,480	14,020	258,500
	2. 道路橋りょう費	1,866,210	△13,830	1,852,380
	3. 河川水路費	1,171,800	18,320	1,190,120
	4. 都市計画費	3,254,710	95,570	3,350,280
9. 消防費		1,907,260	49,140	1,956,400
	1. 消防費	1,907,260	49,140	1,956,400
10. 教育費		9,535,140	△31,080	9,504,060
	1. 教育総務費	1,071,940	△11,120	1,060,820
	2. 小学校費	2,892,280	7,190	2,899,470
	3. 中学校費	1,096,480	△4,330	1,092,150
	4. 幼稚園費	111,580	△25,640	85,940
	5. 社会教育費	2,451,150	△1,010	2,450,140
	6. 保健体育費	1,911,710	3,830	1,915,540
13. 災害復旧費		133,000	24,000	157,000
	1. 災害復旧費	133,000	24,000	157,000
歳出合計		71,242,500	1,011,000	72,253,500

第2表 債務負担行為補正

変更

(単位:千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
排水機場改修事業	令和8年度	113,000	令和8年度	131,000

追加

(単位:千円)

事項	期間	限度額
情報工房管理委託	令和8年度～令和12年度	592,000

第3表 地方債補正

(単位:千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
土木施設災害復旧事業	48,700	72,700

第4表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
8. 土木費	3. 河川水路費	排水機場等維持管理適正化事業	15,900
13. 災害復旧費	1. 災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	54,900

令和7年度 大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 民生費国庫負担金	7,804,751	280,300	8,085,051	1. 社会福祉費	97,400	累 計 1,933,178 障害者自立支援給付費 (訓練等給付費) 71,400 就労継続支援給付費 $106,800 \times 1/2$ 53,400 共同生活援助給付費 $36,000 \times 1/2$ 18,000 障害者医療給付費 14,800 更生医療給付費 $29,600 \times 1/2$ 障害者補装具給付費 11,200 $22,400 \times 1/2$
				2. 児童福祉費	103,700	累 計 4,736,253 障害児通所支援給付費 67,200 児童発達支援給付費 $55,200 \times 1/2$ 27,600 放課後等デイサービス給付費 $79,200 \times 1/2$ 39,600 障害児相談支援給付費 3,400 $6,800 \times 1/2$ 児童手当給付費 33,100 3歳未満 (被用者) $\triangle 8,400 \times 10/10$ $\triangle 8,400$ 3歳未満 (非被用者) $\triangle 3,000 \times 13/15$ $\triangle 2,600$ 3歳～小学校修了前 $\triangle 21,600 \times 7/9$ $\triangle 16,800$ 中学生・高校生 $78,300 \times 7/9$ 60,900
				3. 生活保護費	79,200	累 計 1,201,320 生活保護扶助費 $105,600 \times 3/4$
2. 衛生費国庫負担金	17,534	2,400	19,934	1. 保健衛生費	2,400	未熟児養育医療給付費 $4,800 \times 1/2$
計	7,822,285	282,700	8,104,985			

(款) 16. 県支出金

(項) 1. 県負担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費県負担金	2,873,386	90,100	2,963,486	1. 社会福祉費	48,700	累計 934,058 障害者自立支援給付費(訓練等給付費) 35,700 就労継続支援給付費 $106,800 \times 1/4$ 26,700 共同生活援助給付費 $36,000 \times 1/4$ 9,000 障害者医療給付費 7,400 更生医療給付費 $29,600 \times 1/4$ 障害者補装具給付費 5,600 $22,400 \times 1/4$
				3. 児童福祉費	41,400	累計 1,158,311 障害児通所支援給付費 33,600 児童発達支援給付費 $55,200 \times 1/4$ 13,800 放課後等デイサービス給付費 $79,200 \times 1/4$ 19,800 障害児相談支援給付費 1,700 $6,800 \times 1/4$ 児童手当給付費 6,100 3歳未満(非被用者) $\triangle 3,000 \times 1/15$ △200 3歳~小学校修了前 $\triangle 21,600 \times 1/9$ △2,400 中学生・高校生 $78,300 \times 1/9$ 8,700
2. 衛生費県負担金	1,577	1,200	2,777	1. 保健衛生費	1,200	未熟児養育医療給付費 $4,800 \times 1/4$
計	2,884,492	91,300	2,975,792			

(款) 18. 寄附金

(項) 1. 寄附金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費寄附金	730,100	10,000	740,100	1. 総務管理費	10,000	
計	751,530	10,000	761,530			

(款) 20. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰 越 金	1,168,050	602,000	1,770,050	1. 繰 越 金	602,000	
計	1,168,050	602,000	1,770,050			

(款) 21. 諸収入

(項) 6. 雑入

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 雜 入	1,860,413	1,000	1,861,413	3. 衛 生 雜 入	1,000	累 計 553,741 未熟児養育医療給付費徴収金
計	1,981,368	1,000	1,982,368			

(款) 22. 市債

(項) 1. 市債

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
8. 災害復旧債	48,700	24,000	72,700	1. 災害復旧債	24,000	土木施設災害復旧事業債
計	5,462,600	24,000	5,486,600			

2 歳出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 議会費	361,450	2,000	363,450	国県支出金	2,000	1. 報酬	740	累計 215,700
				地方債		2. 給料	120	累計 42,520
				その他		3. 職員手当等	1,890	累計 25,420
						4. 共済費	△750	累計 53,340
計	361,450	2,000	363,450	国県支出金	2,000			
				地方債				
				その他				

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 一般管理費	968,290	44,640	1,012,930	国県支出金	44,640	2. 給料	14,160	累計 238,020
				地方債		3. 職員手当等	46,160	累計 340,040
				その他		4. 共済費	△15,680	累計 282,190
2. 行政管理費	139,710	47,180	186,890	国県支出金	47,180	2. 給料	19,320	累計 63,800
				地方債		3. 職員手当等	20,650	累計 45,660
				その他		4. 共済費	7,210	累計 22,220
3. 人事管理費	130,890	18,140	149,030	国県支出金	18,140	2. 給料	8,910	累計 52,530
				地方債		3. 職員手当等	6,650	累計 37,540
				その他		4. 共済費	2,580	累計 19,200

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
5. 電算管理費	657,600	3,230	660,830	国県支出金	3,230	2. 給料	△30	累計 15,690
				地方債		3. 職員手当等	3,060	累計 13,200
				その他		4. 共済費	200	累計 5,850
7. 企画費	719,320	21,850	741,170	国県支出金	16,850	1. 報酬	1,230	累計 2,730
				地方債		2. 給料	6,320	累計 71,590
				その他		3. 職員手当等	7,940	累計 51,110
						4. 共済費	1,360	累計 25,060
						24. 積立金	5,000	累計 547,780 水都大垣ふるさと 応援基金積立金
8. 都市プロモーション費	441,030	11,110	452,140	国県支出金	11,110	2. 給料	6,850	累計 20,230
				地方債		3. 職員手当等	2,050	累計 11,110
				その他		4. 共済費	2,210	累計 6,750
11. 上石津地域事務所費	222,420	3,390	225,810	国県支出金	1,390	1. 報酬	4,040	累計 26,861
				地方債		2. 給料	△4,260	累計 79,930
				その他		3. 職員手当等	1,610	累計 56,290
						18. 負担金補助及び交付金	2,000	累計 5,028 学校跡地施設活用 促進支援事業補助金
12. 墨俣地域事務所費	121,280	5,610	126,890	国県支出金	5,610	2. 給料	3,700	累計 52,230
				地方債		3. 職員手当等	1,380	累計 27,890
				その他		4. 共済費	530	累計 14,710

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
16. 防災費	227,260	14,050	241,310	国県支出金	14,050	1. 報酬	330	累計 6,578
				地方債		2. 給料	8,140	累計 54,680
				その他		3. 職員手当等	2,690	累計 41,340
						4. 共済費	2,890	累計 19,470
17. 防犯・交通安全費	71,780	△13,900	57,880	国県支出金	△13,900	1. 報酬	△4,860	累計 7,915
				地方債		2. 給料	△3,670	累計 12,010
				その他		3. 職員手当等	△4,070	累計 8,910
						4. 共済費	△1,300	累計 3,910
計	5,672,740	155,300	5,828,040	国県支出金	148,300			
				地方債				
				その他				
				7,000				

(款) 2. 総務費

(項) 2. 市民活動費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 市民活動推進費	133,220	2,000	135,220	国県支出金	2,000	2. 給料	690	累計 45,200
				地方債		3. 職員手当等	1,090	累計 30,170
				その他		4. 共済費	220	累計 15,760
2. 広聴費	40,920	10,850	51,770	国県支出金	10,850	2. 給料	4,510	累計 19,320
				地方債		3. 職員手当等	4,710	累計 14,630
				その他		4. 共済費	1,630	累計 7,520

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	1,278,730	12,850	1,291,580	国県支出金 - 地方債 - その他 -	12,850			

(款) 2. 総務費

(項) 3. 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 税務総務費	482,920	25,120	508,040	国県支出金 - 地方債 - その他 -	25,120	1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 共済費	270 10,420 10,300 4,130	累計 9,132 累計 155,730 累計 99,330 累計 50,470
2. 税課徴収費	275,910	6,590	282,500	国県支出金 - 地方債 - その他 -	6,590	1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 共済費	580 1,660 3,900 450	累計 6,090 累計 62,750 累計 43,660 累計 21,560
計	758,830	31,710	790,540	国県支出金 - 地方債 - その他 -	31,710			

(款) 2. 総務費

(項) 4. 戸籍住民基本台帳費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 戸籍住民基本台帳費	341,840	16,600	358,440	国県支出金	16,600	1. 報酬	1,160	累計 33,400
				地方債		2. 給料	4,050	累計 95,530
				その他		3. 職員手当等	10,660	累計 67,890
						4. 共済費	730	累計 30,350
計	341,840	16,600	358,440	国県支出金	16,600			
				地方債				
				その他				

(款) 2. 総務費

(項) 6. 統計調査費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 統計調査総務費	26,110	4,800	30,910	国県支出金	4,800	2. 給料	360	累計 12,640
				地方債		3. 職員手当等	3,960	累計 13,220
				その他		4. 共済費	480	累計 4,660
計	107,580	4,800	112,380	国県支出金	4,800			
				地方債				
				その他				

(款) 2. 総務費

(項) 7. 監査委員費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 監査委員費	39,760	2,120	41,880	国県支出金	2,120	2. 給料	930	累計 19,640
				地方債		3. 職員手当等	1,340	累計 12,430
				その他		4. 共済費	△150	累計 6,430

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	39,760	2,120	41,880	国県支出金 - 地方債 - その他 -	2,120			

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 社会福祉総務費	495,450	11,950	507,400	国県支出金 - 地方債 - その他 -	11,950	1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 共済費	△150 3,070 7,680 1,350	累計 4,837 75,380 55,650 27,040
2. 障害者福祉費	4,056,200	197,350	4,253,550	国県支出金 146,100 地方債 - その他 -	51,250	1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 共済費 19. 扶助費	360 △170 3,030 △670 194,800	累計 13,188 56,180 38,950 18,100 累計 4,025,576 就労継続支援給付費 106,800 共同生活援助給付費 36,000 更生医療給付費 29,600 補装具給付費 22,400
3. 心身障害者医療費	1,197,200	4,000	1,201,200	国県支出金 - 地方債 - その他 -	4,000	2. 給料 3. 職員手当等 4. 共済費	2,150 1,020 830	累計 8,630 5,330 2,870

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	5,754,710	213,300	5,968,010	国県支出金 146,100	67,200			
				地方債 -				
				その他 -				

(款) 3. 民生費

(項) 2. 老人福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 老人福祉推進費	567,170	3,230	570,400	国県支出金 -	3,230	1. 報酬	170	累計 5,409
				地方債 -		2. 給料	△270	累計 52,790
				その他 -		3. 職員手当等	3,330	累計 39,220
3. 老人医療費	260,400	4,140	264,540	国県支出金 -	4,140	1. 報酬	450	累計 5,780
				地方債 -		2. 給料	610	累計 20,550
				その他 -		3. 職員手当等	3,080	累計 18,420
計	2,852,750	7,370	2,860,120	国県支出金 -	7,370			
				地方債 -				
				その他 -				

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 子育て支援費	284,320	18,550	302,870	国県支出金 -	18,550	1. 報酬	2,550	累計 7,538
				地方債 -		2. 給料	3,920	累計 59,110
				その他 -		3. 職員手当等	10,350	累計 49,320
						4. 共済費	1,730	累計 21,730

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2. 子育て支援センター・児童館費	208,280	4,630	212,910	国県支出金	4,630	2. 給料	3,890	累計 35,800
				地方債		3. 職員手当等	△320	累計 22,650
				その他		4. 共済費	1,060	累計 11,970
3. 児童発達支援費	961,160	145,990	1,107,150	国県支出金	40,090	2. 給料	3,410	累計 26,920
				105,900		3. 職員手当等	740	累計 16,070
				地方債		4. 共済費	640	累計 8,700
				その他		19. 扶助費	141,200	累計 1,018,800 児童発達支援給付費 55,200 放課後等デイサービス給付費 79,200 障害児相談支援給付費 6,800
4. 児童手当費	3,265,200	50,840	3,316,040	国県支出金	11,640	2. 給料	1,620	累計 12,960
				39,200		3. 職員手当等	2,880	累計 9,860
				地方債		4. 共済費	1,040	累計 4,890
				その他		19. 扶助費	45,300	累計 3,285,600 児童手当
5. 児童扶養手当費	519,510	△3,170	516,340	国県支出金	△3,170	2. 給料	△1,400	累計 3,250
				地方債		3. 職員手当等	△1,120	累計 1,920
				その他		4. 共済費	△650	累計 940
6. 児童保育費	5,589,600	20,250	5,609,850	国県支出金	20,250	1. 報酬	250	累計 255,880
				地方債		2. 給料	4,360	累計 1,087,880
				その他		3. 職員手当等	16,020	累計 600,410
						4. 共済費	△380	累計 274,240

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
10. 子ども・母子家庭等医療費	1,162,800	△8,540	1,154,260	国県支出金	△8,540	2. 給料	△4,540	累計 5,920
				-		3. 職員手当等	△2,440	累計 4,300
				地方債		4. 共済費	△1,560	累計 1,880
				その他				
計	12,161,210	228,550	12,389,760	国県支出金 145,100 地方債 その他	83,450			

(款) 3. 民生費

(項) 4. 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 生活支援総務費	419,470	△3,950	415,520	国県支出金	△3,950	1. 報酬	350	累計 11,900
				-		2. 給料	△4,660	累計 47,570
				地方債		3. 職員手当等	2,680	累計 41,040
				その他		4. 共済費	△2,320	累計 17,080
2. 扶助費	1,398,200	105,600	1,503,800	国県支出金 79,200 地方債 その他	26,400	19. 扶助費	105,600	生活扶助費 19,000 住宅扶助費 9,600 介護扶助費 26,300 医療扶助費 50,700
計	1,817,670	101,650	1,919,320	国県支出金 79,200 地方債 その他	22,450			

(款) 3. 民生費

(項) 5. 国民年金費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 国民年金費	26,570	1,390	27,960	国県支出金 - 地方債 - その他 -	1,390	1. 報酬	△1,630	累計 4,130
						2. 給料	1,420	累計 9,940
						3. 職員手当等	1,310	累計 7,590
						4. 共済費	290	累計 3,610
計	26,570	1,390	27,960	国県支出金 - 地方債 - その他 -	1,390			

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 保健衛生総務費	120,860	8,240	129,100	国県支出金 - 地方債 - その他 -	8,240	1. 報酬	180	累計 4,335
						2. 給料	1,230	累計 34,890
						3. 職員手当等	6,470	累計 28,770
						4. 共済費	360	累計 12,540
2. 保健センター費	337,290	13,430	350,720	国県支出金 - 地方債 - その他 -	13,430	1. 報酬	△280	累計 20,040
						2. 給料	8,840	累計 108,250
						3. 職員手当等	3,980	累計 60,940
						4. 共済費	890	累計 33,040
5. 母子保健費	361,520	5,800	367,320	国県支出金 3,600 地方債 - その他 1,000	1,200	19. 扶助費	5,800	累計 12,000 未熟児養育医療給付費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
6. 環境衛生費	51,920	10,050	61,970	国県支出金	10,050	2. 納入料	4,010	累計 26,140
				地方債		3. 職員手当等	4,960	累計 21,770
				その他		4. 共済費	1,080	累計 9,170
7. 火葬場墓地費	206,870	1,350	208,220	国県支出金	1,350	2. 納入料	1,610	累計 32,690
				地方債		3. 職員手当等	△1,740	累計 39,740
				その他		4. 共済費	1,480	累計 14,740
8. 環境対策費	279,300	△8,610	270,690	国県支出金	△8,610	2. 納入料	△5,020	累計 12,260
				地方債		3. 職員手当等	△1,990	累計 9,340
				その他		4. 共済費	△1,600	累計 4,200
計	2,493,970	30,260	2,524,230	国県支出金 3,600 地方債 その他 1,000	25,660			

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 清掃総務費	431,020	2,300	433,320	国県支出金	2,300	2. 納入料	1,050	累計 30,310
				地方債		3. 職員手当等	1,250	累計 20,010
				その他				
2. リサイクル推進費	138,830	6,590	145,420	国県支出金	6,590	2. 納入料	3,140	累計 24,310
				地方債		3. 職員手当等	2,340	累計 14,240
				その他		4. 共済費	1,110	累計 6,980

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
3. 塵芥処理費	959,780	18,110	977,890	国県支出金	18,110	2. 給料	12,220	累計 209,270
				地方債		3. 職員手当等	3,610	累計 130,550
				その他		4. 共済費	2,280	累計 69,510
4. 塘芥処理施設費	976,330	8,550	984,880	国県支出金	8,550	1. 報酬	1,530	累計 33,170
				地方債		2. 給料	4,000	累計 127,150
				その他		3. 職員手当等	3,000	累計 89,080
						4. 共済費	20	累計 42,910
計	2,669,180	35,550	2,704,730	国県支出金	35,550			
				地方債				
				その他				

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 農業委員会費	60,050	2,890	62,940	国県支出金	2,890	2. 給料	480	累計 19,090
				地方債		3. 職員手当等	2,610	累計 14,840
				その他		4. 共済費	△200	累計 6,930
2. 農業費	191,800	6,690	198,490	国県支出金	6,690	1. 報酬	140	累計 3,512
				地方債		2. 給料	2,160	累計 37,550
				その他		3. 職員手当等	3,870	累計 27,220
						4. 共済費	520	累計 12,640

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	344,640	9,580	354,220	国県支出金 - 地方債 - その他 -	9,580			

(款) 6. 農林水産業費

(項) 4. 土地改良費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 土地改良総務費	70,060	2,820	72,880	国県支出金 - 地方債 - その他 -	2,820	2. 給料 3. 職員手当等 4. 共済費	260 2,410 150	累計 9,810 累計 9,350 累計 4,090
計	584,780	2,820	587,600	国県支出金 - 地方債 - その他 -	2,820			

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2. 観光費	339,000	△990	338,010	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△990	2. 給料 3. 職員手当等 4. 共済費	710 △1,910 210	累計 41,750 累計 40,130 累計 15,620
計	2,362,620	△990	2,361,630	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△990			

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 土木総務費	244,480	14,020	258,500	国県支出金	14,020	1. 報酬	170	累計 3,430
				地方債		2. 給料	6,060	累計 114,480
				その他		3. 職員手当等	6,210	累計 74,650
						4. 共済費	1,580	累計 38,550
計	244,480	14,020	258,500	国県支出金	14,020			
				地方債				
				その他				

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 道路橋りょう総務費	151,900	△10,630	141,270	国県支出金	△10,630	1. 報酬	460	累計 9,220
				地方債		2. 給料	△4,730	累計 63,770
				その他		3. 職員手当等	△4,220	累計 42,490
						4. 共済費	△2,140	累計 21,150
3. 道路新設改良費	515,400	△3,200	512,200	国県支出金	△3,200	2. 給料	△270	累計 11,300
				地方債		3. 職員手当等	△2,340	累計 6,420
				その他		4. 共済費	△590	累計 3,490
計	1,866,210	△13,830	1,852,380	国県支出金	△13,830			
				地方債				
				その他				

(款) 8. 土木費

(項) 3. 河川水路費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 河川水路総務費	61,360	12,100	73,460	国県支出金	12,100	1. 報酬	170	累計 3,430
				地方債		2. 給料	5,380	累計 32,530
				その他		3. 職員手当等	4,870	累計 23,880
						4. 共済費	1,680	累計 11,350
2. 河川水路維持費	746,950	5,000	751,950	国県支出金	5,000	14. 工事請負費	5,000	累計 461,500
				地方債				
				その他				
3. 水路改良費	363,490	1,220	364,710	国県支出金	1,220	2. 給料	410	累計 23,350
				地方債		3. 職員手当等	940	累計 16,590
				その他		4. 共済費	△130	累計 7,970
計	1,171,800	18,320	1,190,120	国県支出金	18,320			
				地方債				
				その他				

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 都市計画総務費	496,550	40,790	537,340	国県支出金	40,790	1. 報酬	△220	累計 4,475
				地方債		2. 給料	9,380	累計 184,190
				その他		3. 職員手当等	27,960	累計 145,330
						4. 共済費	3,670	累計 66,520

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2. 都市景観費	51,170	3,360	54,530	国県支出金	3,360	1. 報酬	180	累計 3,862
				地方債		2. 給料	760	累計 12,680
				その他		3. 職員手当等	2,250	累計 10,660
						4. 共済費	170	累計 4,760
3. 公共交通対策費	517,660	15,490	533,150	国県支出金	15,490	2. 給料	4,690	累計 34,990
				地方債		3. 職員手当等	8,750	累計 24,720
				その他		4. 共済費	2,050	累計 10,640
4. 自転車駐車場費	115,380	8,520	123,900	国県支出金	8,520	2. 給料	4,270	累計 14,000
				地方債		3. 職員手当等	2,820	累計 7,210
				その他		4. 共済費	1,430	累計 3,040
5. 市街地整備費	436,070	2,840	438,910	国県支出金	2,840	2. 給料	640	累計 20,200
				地方債		3. 職員手当等	1,940	累計 14,630
				その他		4. 共済費	260	累計 7,020
6. 駅周辺施設管理費	124,980	2,690	127,670	国県支出金	2,690	2. 給料	400	累計 14,060
				地方債		3. 職員手当等	2,290	累計 10,910
				その他				
7. 公園管理費	554,790	8,760	563,550	国県支出金	5,760	2. 給料	2,310	累計 38,660
				地方債		3. 職員手当等	2,890	累計 26,600
				その他		4. 共済費	560	累計 13,250
				3,000		17. 備品購入費	3,000	累計 18,170 機械器具費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
8. 公園新設改良費	253,130	6,250	259,380	国県支出金	6,250	2. 給料	1,950	累計 5,080
				地方債		3. 職員手当等	3,480	累計 6,340
				その他		4. 共済費	820	累計 2,060
				-				
9. 大垣公園等再整備費	128,160	1,430	129,590	国県支出金	1,430	2. 給料	390	累計 15,730
				地方債		3. 職員手当等	1,040	累計 13,880
				その他				
				-				
10. 緑化推進費	263,010	5,440	268,450	国県支出金	5,440	1. 報酬	340	累計 8,391
				地方債		2. 給料	30	累計 30,840
				その他		3. 職員手当等	5,070	累計 26,660
				-				
計	3,254,710	95,570	3,350,280	国県支出金	92,570			
				地方債				
				その他				
				3,000				

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 常備消防費	1,712,850	51,300	1,764,150	国県支出金	51,300	18. 負担金補助及び交付金	51,300	累計 1,629,240 大垣消防組合負担金
				地方債				
				その他				
2. 非常備消防費	130,240	△2,160	128,080	国県支出金	△2,160	2. 給料	△1,180	累計 3,110
				地方債		3. 職員手当等	△670	累計 2,940
				その他		4. 共済費	△310	累計 1,110
				-				

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	1,907,260	49,140	1,956,400	国県支出金 - 地方債 - その他 -	49,140			

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2. 事務局費	369,830	△13,970	355,860	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△13,970	1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 共済費	260 △4,800 6,000 △15,430	累計 5,391 84,690 98,930 150,850
5. 教育研究費	270,250	2,850	273,100	国県支出金 - 地方債 - その他 -	2,850	1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 共済費	100 850 2,140 △240	累計 70,150 36,570 36,460 11,750
計	1,071,940	△11,120	1,060,820	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△11,120			

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 学校管理費	1,693,580	7,190	1,700,770	国県支出金	7,190	2. 給料	4,920	累計 61,120
				地方債		3. 職員手当等	1,520	累計 26,180
				その他		4. 共済費	750	累計 12,990
計	2,892,280	7,190	2,899,470	国県支出金	7,190			
				地方債				
				その他				

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 学校管理費	974,680	△4,330	970,350	国県支出金	△4,330	2. 給料	△1,010	累計 28,260
				地方債		3. 職員手当等	△1,800	累計 12,400
				その他		4. 共済費	△1,520	累計 5,840
計	1,096,480	△4,330	1,092,150	国県支出金	△4,330			
				地方債				
				その他				

(款) 10. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 幼稚園費	111,580	△25,640	85,940	国県支出金	△25,640	2. 給料	△13,910	累計 31,340
				地方債		3. 職員手当等	△7,000	累計 21,010
				その他		4. 共済費	△4,730	累計 10,700

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	111,580	△25,640	85,940	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△25,640			

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 社会教育総務費	74,700	△1,890	72,810	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△1,890	1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 共済費	280 △1,150 △350 △670	累計 11,653 累計 20,570 累計 14,630 累計 6,540
2. 図書館費	240,310	6,430	246,740	国県支出金 - 地方債 - その他 -	6,430	1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 共済費	3,300 1,480 1,510 140	累計 52,094 累計 48,500 累計 39,100 累計 16,620
5. 青少年育成費	120,970	△1,600	119,370	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△1,600	1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 共済費	△330 △580 △180 △510	累計 3,840 累計 18,770 累計 12,940 累計 6,520
7. 文化振興費	189,200	2,520	191,720	国県支出金 - 地方債 - その他 -	2,520	1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 共済費	△1,370 590 3,910 △610	累計 15,650 累計 51,230 累計 40,110 累計 17,020

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
8. 文化財保護 ・活用費	128,590	△9,500	119,090	国県支出金	△9,500	2. 給料	△7,780	累計 21,970
				地方債		3. 職員手当等	1,280	累計 19,970
				その他		4. 共済費	△3,000	累計 8,110
9. 郷土・歴史 施設費	132,710	2,000	134,710	国県支出金	2,000	1. 報酬	1,650	累計 44,106
				地方債		2. 給料	100	累計 3,200
				その他		3. 職員手当等	250	累計 6,930
10. 守屋多々志 美術館費	48,440	1,030	49,470	国県支出金	1,030	2. 給料	910	累計 13,240
				地方債		3. 職員手当等	120	累計 7,110
				その他				
計	2,451,150	△1,010	2,450,140	国県支出金	△1,010			
				地方債				
				その他				

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 保健体育総務費	152,990	6,840	159,830	国県支出金	6,840	2. 給料	2,780	累計 42,600
				地方債		3. 職員手当等	3,830	累計 32,350
				その他		4. 共済費	230	累計 14,910
5. 学校給食費	913,520	△3,010	910,510	国県支出金	△3,010	1. 報酬	△290	累計 77,931
				地方債		2. 給料	1,310	累計 207,240
				その他		3. 職員手当等	△930	累計 114,350

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						4. 共済費	△3,100	累計 59,690
計	1,911,710	3,830	1,915,540	国県支出金 - 地方債 - その他 -	3,830			

(款) 13. 災害復旧費

(項) 1. 災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 土木施設災害復旧費	133,000	24,000	157,000	国県支出金 - 地方債 24,000 その他 -	-	14. 工事請負費 - 21. 補償補填及び賠償金	6,000 18,000	累計 132,000 物件補償費
計	133,000	24,000	157,000	国県支出金 - 地方債 24,000 その他 -	-			

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数	給与費						共済費	合計	
		報酬	給料	期末手当 (支給率)	通勤手当	退職手当	計			
補正後	長等	人4	千円 -	千円 41,810	千円 19,450 (4.65月分)	千円 100	千円 26,070	千円 87,430	千円 10,800	千円 98,230
	議員	22	215,700	-	-	-	-	215,700	39,350	255,050
	その他	39	15,369	-	-	-	-	15,369	-	15,369
	計	65	231,069	41,810	19,450	100	26,070	318,499	50,150	368,649
補正前	長等	4	-	41,810	19,240 (4.60月分)	100	26,070	87,220	10,800	98,020
	議員	22	214,960	-	-	-	-	214,960	39,350	254,310
	その他	39	15,369	-	-	-	-	15,369	-	15,369
	計	65	230,329	41,810	19,240	100	26,070	317,549	50,150	367,699
比較	長等	0	-	0	210	0	0	210	0	210
	議員	0	740	-	-	-	-	740	0	740
	その他	0	0	-	-	-	-	0	-	0
	計	0	740	0	210	0	0	950	0	950

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	人 2,582	千円 1,408,180	千円 5,124,280	千円 3,616,690	千円 10,149,150	千円 1,948,160	千円 12,097,310
補正前	2,572	1,396,810	4,979,800	3,340,250	9,716,860	1,953,400	11,670,260
比較	10	11,370	144,480	276,440	432,290	△ 5,240	427,050

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当
	補正後	千円 123,400	千円 152,320	千円 63,020	千円 82,360	千円 49,870	千円 647,910	千円 6,680
	補正前	121,950	148,130	58,480	82,220	49,870	522,730	6,400
	比較	1,450	4,190	4,540	140	0	125,180	280
	区分	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当	退職手当			
	補正後	千円 720	千円 66,630	千円 2,313,780	千円 110,000			
	補正前	720	62,910	2,226,840	60,000			
	比較	0	3,720	86,940	50,000			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

事 項	限 度 額	支 出 予 定 額	前年度末までの 支 出 (見込) 額		当該年度以降 の支 出 予 定 額		左の財源内訳	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
排水機場改修事 業	補正前	113,000	113,000	年度 -	年度 8	113,000	国県支出金 - 地方債 113,000 その他 -	-
	補正後	131,000	131,000	年度 -	年度 8	131,000	国県支出金 - 地方債 131,000 その他 -	-
情報工房管理委託		592,000	592,000	年度 -	8~12	592,000	国県支出金 - 地方債 - その他 -	592,000

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	当該年度中起債見込額		当該年度末現在高見込額	
	補正前	補正後	補正前	補正後
2. 災害復旧債	48,700	72,700	91,520	115,520
合 計	5,462,600	5,486,600	60,575,574	60,599,574

議第81号

令和7年度大垣市病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和7年度病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 令和7年度大垣市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	1,151,000 千円	50,000 千円	1,201,000 千円
第2項 補 助 金	200 千円	50,000 千円	50,200 千円
支 出			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	4,799,000 千円	50,000 千円	4,849,000 千円
第1項 建設改良費	4,050,500 千円	50,000 千円	4,100,500 千円

(重要な資産の取得及び処分)

第3条 予算第10条に定めた重要な資産の取得に、次のものを追加する。

	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	器械備品	診療支援モニタリングシステム	一 式

令和7年12月1日 提出

大垣市長 石 田 仁

令和7年度大垣市病院事業会計補正予算実施計画

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的収入			1,151,000	50,000	1,201,000	
	2. 補 助 金		200	50,000	50,200	
	1. 国 庫 補 助 金		100	50,000	50,100	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			4,799,000	50,000	4,849,000	
	1. 建設改良費		4,050,500	50,000	4,100,500	
	2. 固定資産購入費		2,312,100	50,000	2,362,100	

令和7年度大垣市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:千円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 当 年 度 純 利 益	0
(2) 減 値 償 却 費	1,348,800
(3) 固 定 資 産 除 却 費	62,400
(4) 長 期 前 払 消 費 税 の 増 減 額 (△は増加)	△ 366,081
(5) 貸 倒 引 当 金 の 増 減 額 (△は減少)	900
(6) 引 当 金 (負債性引当金) の 増 減 額 (△は減少)	△ 19,300
(7) 奨 学 金 貸 付 免 除 額	57,000
(8) 長 期 前 受 金 戻 入 額	△ 132,800
(9) 受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	△ 33,900
(10) 支 払 利 息	66,800
(11) 未 収 金 の 増 減 額 (△は増加)	△ 248,769
(12) 未 払 金 の 増 減 額 (△は減少)	3,291,831
(13) た な 卸 資 産 の 増 減 額 (△は増加)	110
小 計	4,026,991
(14) 利 息 及 び 配 当 金 の 受 取 額	33,900
(15) 利 息 の 支 払 額	△ 66,800
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,994,091

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

(1) 有 形 固 定 資 産 の 取 得 に よ る 支 出	△ 3,703,919
(2) 有 価 証 券 の 取 得 に よ る 支 出	△ 400,800
(3) 奨 学 金 の 貸 付 に よ る 支 出	△ 65,400
(4) 奨 学 金 等 の 返 還 に よ る 収 入	160,000
(5) 国 庫 補 助 金 等 の 収 入	51,000
(6) 国 庫 補 助 金 等 の 支 出	△ 300
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,959,419

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	990,000
(2) 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 282,000
(3) リ ー ス 債 務 の 返 済 に よ る 支 出	△ 26,200
財務活動によるキャッシュ・フロー	681,800

資金増加額 (又は減少額)	716,472
資金期首残高	26,147,306
資金期末残高	26,863,778

令和7年度大垣市病院事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土 地	1,550,742
ロ 建 物	34,806,152
△ 減価償却累計額	△ 23,325,782
ハ 構 築 物	275,262
△ 減価償却累計額	△ 164,446
ニ 器 械 備 品	16,308,968
△ 減価償却累計額	△ 11,220,543
ホ 車 両	40,024
△ 減価償却累計額	△ 30,587
ヘ リ 一 ス 資 産	118,800
△ 減価償却累計額	△ 108,940
ト 建 設 仮 勘 定	1,457,794
有形固定資産合計	19,707,444

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権	444
無形固定資産合計	444

(3) 投資その他の資産

イ 投 資 有 価 証 券	1,299,445
ロ 長 期 貸 付 金	1,590,800
ハ 長 期 前 払 消 費 税	366,081
投資その他の資産合計	3,256,326
固定資産合計	22,964,214

2. 流動資産

(1) 現 金 預 金	26,863,778
(2) 未 収 金	6,366,700
貸 倒 引 当 金	△ 111,401
(3) 貯 藏 品	6,255,299
流動資産合計	289,376
資 産 合 計	33,408,453
	56,372,667

負 債 の 部

3. 固定負債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	3,928,726
企 業 債 合 計	3,928,726

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金	2,711,717
引 当 金 合 計	2,711,717
固定負債合計	6,640,443

4. 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	286,679
企業債合計	286,679
(2) リース債務	10,826
(3) 未払金	5,517,800
(4) 引当金	
イ 賞与引当金	973,700
引当金合計	973,700
(5) その他流動負債	
イ 預り金	25,000
その他流動負債合計	25,000
流動負債合計	6,814,005

5. 繰延収益

(1) 長期前受金

イ 受贈財産評価額	189,380
収益化累計額	△ 62,392
口寄附金	473,862
収益化累計額	△ 188,430
ハ 補助金	1,330,305
収益化累計額	△ 937,422
長期前受金合計	392,883
繰延収益合計	805,303
負債合計	805,303
	14,259,751

資本の部

6. 資本金

22,844,502

7. 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 補助金	149,109
資本剰余金合計	149,109

(2) 利益剰余金

イ 当年度未処分利益剰余金	
繰越利益剰余金年度末残高	19,119,305
当年度純利益	0
利益剰余金合計	19,119,305
剰余金合計	19,268,414
資本合計	42,112,916
負債資本合計	56,372,667

令和7年度大垣市病院事業会計補正予算実施計画明細書

資 本 的 収 入

(款) 1. 資本的収入

(項) 2. 補 助 金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 国 庫 補 助 金	100	50,000	50,100	国 庫 補 助 金	50,000	
計	200	50,000	50,200			

資 本 的 支 出

(款) 1. 資本的支出

(項) 1. 建設改良費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 固定資産購入費	2,312,100	50,000	2,362,100	器 械 備 品 費	50,000	累計 2,354,700 診療支援モニタリングシステム
計	4,050,500	50,000	4,100,500			

議第82号

大垣市地区センター条例の一部改正について

大垣市地区センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年12月1日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市地区センター条例の一部を改正する条例

大垣市地区センター条例(昭和60年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条の表大垣市東地区センターの項中「大垣市藤江町6丁目207番地」を「大垣市藤江町5丁目39番地」に改める。

別表ア 大垣市東地区センター利用料金の表を次のように改める。

ア 大垣市東地区センター利用料金

室名	使用時間	使用時間区分			
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
多目的 ホール	全室使用	1,570円	1,570円	2,090円	4,710円
	分割使用	830円	830円	1,360円	2,510円
会議室1	全室使用	830円	830円	1,360円	2,090円
	分割使用	520円	520円	830円	1,570円
会議室2		520円	520円	830円	1,570円
和室		520円	520円	830円	1,570円
調理室	会議等の 開催	520円	520円	830円	1,570円
	調理設備 の使用	1,040円	1,040円	1,360円	3,140円
子育て交流室		無料			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表ア 大垣市東地区センター利用料金の表の規定は、施行日以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の大垣市地区センター条例の施行のために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議第83号

大垣市職員の給与に関する条例等の一部改正について

大垣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年12月1日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(大垣市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大垣市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第13条第3項の表中

11,700円	11,900円
12,800円	13,200円
13,900円	14,500円
15,000円	15,800円
16,100円	17,100円
17,200円	18,400円
18,300円	19,700円
19,400円	21,000円
20,500円	22,300円
21,600円	23,600円
22,700円	24,900円
23,800円	26,300円
24,900円	27,700円
25,900円	29,100円
26,900円	30,500円
27,900円	31,900円
28,900円	33,300円
29,900円	34,700円
30,900円	36,000円
31,900円	37,300円
32,900円	38,600円
33,900円	39,900円
34,900円	41,200円

を

に改める。

第24条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を加え、「第25条」を「以下この条及び第25条」に改め、「乗じて得た額)」の次に「、12月に支給する場合においては100分の127.5(特定管理職員にあっては、100分の107.5)」を加え、同条第3項中「100分の60」を「100分の60」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」に改める。

第25条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の125)」の次に「、12月に支給する場合においては100分の107.5(特定管理職員にあっては、100分の127.5)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の60)」の次に「、12月に支給する場合においては100分の52.5(特定管理職員にあっては、100分の62.5)」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

ア 行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
	1	195,800	217,900	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	220,600	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	223,200	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	225,800	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	228,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	230,200	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	231,900	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	233,600	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	235,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	236,900	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	238,700	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	240,400	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	242,000	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	243,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	244,700	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	246,100	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	247,500	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	248,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	250,300	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	251,700	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	253,100	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	254,300	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	255,600	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	256,900	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	258,100	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	259,300	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	260,500	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	261,700	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	262,800	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	263,900	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	265,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	266,100	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	267,000	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	268,000	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	243,800	269,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
	36	244,800	270,000	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
	37	245,800	271,000	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
	38	246,700	271,900	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
	39	247,600	272,700	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
	40	248,400	273,600	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
	41	249,200	274,400	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
	42	249,900	275,200	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
	43	250,500	276,000	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
	44	251,100	276,700	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外の職員	45	251,800	277,400	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
	46	252,400	278,200	327,700	375,400	393,300	420,100	463,400	
	47	253,000	279,000	329,000	376,300	394,000	420,400	463,700	
	48	253,600	279,600	330,300	377,300	394,700	420,700	464,000	
	49	254,100	280,300	331,400	378,200	395,200	420,900	464,300	
	50	254,700	281,100	332,700	378,900	395,800	421,200	464,700	
	51	255,300	281,800	333,900	379,600	396,400	421,400	465,000	
	52	255,800	282,500	335,100	380,200	397,100	421,700	465,300	
	53	256,200	283,200	336,400	380,600	397,500	421,900	465,600	
	54	256,600	283,900	337,400	381,200	398,100	422,200	466,000	
	55	256,900	284,600	338,500	381,800	398,700	422,500	466,300	
	56	257,200	285,300	339,600	382,500	399,200	422,800	466,600	
	57	257,500	286,000	340,300	382,800	399,600	423,000	466,900	
	58	257,800	286,600	341,200	383,500	400,200	423,300		
	59	258,100	287,300	341,900	384,200	400,800	423,600		
	60	258,400	287,900	342,700	384,800	401,300	423,800		
	61	258,700	288,600	343,500	385,100	401,700	424,000		
	62	259,000	289,200	343,900	385,600	402,200	424,300		
	63	259,300	289,900	344,400	386,200	402,700	424,600		
	64	259,600	290,600	345,100	386,800	403,300	424,800		
	65	259,900	291,100	345,900	387,100	403,600	425,000		
	66	260,200	291,700	346,600	387,700	404,000	425,300		
	67	260,500	292,300	347,300	388,400	404,300	425,600		
	68	260,800	293,000	347,900	389,000	404,700	425,800		
	69	261,100	293,600	348,400	389,400	405,000	426,000		
	70	261,400	294,200	349,000	389,900	405,300	426,300		
	71	261,700	294,800	349,500	390,500	405,600	426,600		
	72	262,000	295,500	350,100	391,000	405,800	426,800		
	73	262,300	296,100	350,400	391,500	406,000	427,000		
	74	262,600	296,700	350,900	392,100	406,300	427,300		
	75	262,900	297,200	351,200	392,500	406,600	427,600		
	76	263,200	297,700	351,600	392,800	406,800	427,800		
	77	263,500	298,200	352,000	393,200	407,000	428,000		
	78	263,800	298,800	352,500	393,700	407,300			
	79	264,100	299,300	353,000	394,100	407,600			
	80	264,400	299,900	353,500	394,500	407,800			
	81	264,700	300,300	353,800	394,900	408,000			
	82	265,000	300,800	354,200	395,400	408,300			
	83	265,300	301,300	354,600	395,800	408,600			
	84	265,600	301,900	355,000	396,200	408,800			
	85	265,900	302,400	355,300	396,500	409,000			
	86	266,200	302,800	355,700		409,300			
	87	266,500	303,100	356,100		409,600			
	88	266,800	303,400	356,500		409,800			
	89	267,100	303,600	356,700		410,000			
	90	267,400	303,900	357,100		410,300			
	91	267,700	304,100	357,500		410,600			
	92	268,000	304,400	357,900		410,800			
	93	268,300	304,600	358,100		411,000			
	94		304,800	358,400					

95		305,100	358,800						
96		305,300	359,100						
97		305,600	359,400						
98		305,800	359,800						
99		306,100	360,200						
100		306,400	360,600						
101		306,700	361,100						
102		307,000	361,500						
103		307,300	361,900						
104		307,600	362,300						
105		307,800	362,800						
106		308,000	363,200						
107		308,300	363,500						
108		308,700	363,800						
109		308,900	364,200						
110		309,200							
111		309,500							
112		309,900							
113		310,100							
114		310,400							
115		310,700							
116		311,000							
117		311,200							
118		311,500							
119		311,800							
120		312,100							
121		312,300							
122		312,600							
123		313,000							
124		313,300							
125		313,500							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額 円 200,300	基準給料月額 円 227,800	基準給料月額 円 269,500	基準給料月額 円 290,100	基準給料月額 円 305,700	基準給料月額 円 331,900	基準給料月額 円 374,800	基準給料月額 円 409,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

イ 行政職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	198,200	220,200	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	221,700	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	223,200	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	224,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	226,200	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	228,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	230,000	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	231,900	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	233,700	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	235,400	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	237,100	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	238,800	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	240,400	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	241,200	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	242,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	242,700	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	243,400	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	244,100	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	244,900	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	245,600	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	246,400	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	247,100	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	247,800	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	248,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	249,100	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	249,500	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	250,000	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	250,400	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	250,900	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	251,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	251,800	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	252,200	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	252,500	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	252,800	283,100	306,400	353,300
	35	240,600	253,100	283,800	306,900	354,100
	36	241,100	253,400	284,400	307,400	355,000
	37	241,700	253,900	285,000	307,900	355,900
	38	242,200	254,400	285,700	308,500	356,900
	39	242,700	254,800	286,300	309,100	357,900
	40	243,200	255,300	286,800	309,800	358,800
	41	243,700	255,800	287,200	310,300	359,700
	42	244,000	256,300	287,700	310,800	360,600
	43	244,300	256,700	288,100	311,400	361,500
	44	244,700	257,100	288,500	311,900	362,300
	45	245,100	257,400	289,000	312,400	363,100

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	46	245, 500	257, 900	289, 500	312, 900	363, 900
	47	245, 900	258, 400	290, 000	313, 500	364, 700
	48	246, 300	258, 800	290, 300	314, 100	365, 400
	49	246, 600	259, 200	290, 700	314, 700	366, 100
	50	246, 900	259, 700	291, 100	315, 400	366, 900
	51	247, 200	260, 100	291, 500	316, 100	367, 700
	52	247, 500	260, 500	292, 000	316, 800	368, 300
	53	247, 700	260, 900	292, 300	317, 400	369, 000
	54	248, 000	261, 300	292, 700	318, 100	369, 600
	55	248, 300	261, 800	293, 200	318, 700	370, 300
	56	248, 600	262, 100	293, 700	319, 300	371, 000
	57	248, 800	262, 400	294, 100	319, 900	371, 600
	58	249, 100	262, 800	294, 700	320, 600	372, 100
	59	249, 400	263, 200	295, 200	321, 300	372, 600
	60	249, 600	263, 500	295, 800	321, 900	373, 100
	61	249, 800	263, 900	296, 400	322, 400	373, 500
	62	250, 100	264, 300	296, 900	322, 900	374, 000
	63	250, 400	264, 600	297, 500	323, 500	374, 500
	64	250, 600	264, 900	298, 000	324, 100	375, 000
	65	250, 800	265, 300	298, 500	324, 700	375, 400
	66	251, 100	265, 600	299, 000	325, 100	375, 900
	67	251, 400	265, 900	299, 500	325, 500	376, 400
	68	251, 600	266, 300	300, 000	326, 000	376, 900
	69	251, 800	266, 600	300, 400	326, 300	377, 300
	70	252, 100	266, 900	300, 800	326, 800	377, 800
	71	252, 400	267, 200	301, 200	327, 300	378, 300
	72	252, 600	267, 500	301, 600	327, 700	378, 800
	73	252, 800	267, 800	302, 000	327, 900	379, 200
	74	253, 100	268, 100	302, 300	328, 200	379, 700
	75	253, 400	268, 400	302, 700	328, 400	380, 200
	76	253, 600	268, 700	303, 100	328, 700	380, 700
	77	253, 800	268, 900	303, 500	329, 000	381, 100
	78	254, 100	269, 200	303, 900	329, 300	
	79	254, 400	269, 500	304, 300	329, 600	
	80	254, 600	269, 700	304, 700	329, 800	
	81	254, 800	269, 900	305, 000	330, 000	
	82	255, 100	270, 200	305, 500	330, 300	
	83	255, 300	270, 500	305, 900	330, 600	
	84	255, 600	270, 700	306, 400	330, 800	
	85	255, 800	270, 900	306, 700	331, 000	
	86	256, 000	271, 200	307, 200	331, 200	
	87	256, 300	271, 500	307, 700	331, 500	
	88	256, 600	271, 700	308, 000	331, 800	
	89	256, 800	271, 900	308, 400	332, 000	
	90	257, 100	272, 200	308, 900	332, 300	
	91	257, 400	272, 500	309, 400	332, 600	
	92	257, 600	272, 700	309, 900	332, 800	
	93	257, 800	272, 900	310, 200	333, 000	
	94	258, 100	273, 200	310, 600	333, 300	
	95	258, 400	273, 500	311, 000	333, 600	

96	258,600	273,700	311,500	333,800	
97	258,800	273,900	311,900	334,000	
98	259,100	274,100	312,300		
99	259,400	274,400	312,600		
100	259,600	274,700	312,900		
101	259,800	274,900	313,200		
102	260,100	275,100	313,600		
103	260,400	275,400	313,900		
104	260,600	275,600	314,300		
105	260,800	275,900	314,600		
106		276,200	315,000		
107		276,500	315,400		
108		276,700	315,600		
109		276,900	315,800		
110		277,200	316,100		
111		277,400	316,400		
112		277,700	316,600		
113		277,900	316,800		
114		278,100	317,100		
115		278,400	317,400		
116		278,700	317,600		
117		278,900	317,800		
118		279,100	318,100		
119		279,400	318,400		
120		279,600	318,600		
121		279,900	318,800		
122		280,200	319,100		
123		280,500	319,400		
124		280,700	319,600		
125		280,900	319,800		
126		281,200	320,100		
127		281,400	320,400		
128		281,600	320,600		
129		281,900	320,800		
130		282,200			
131		282,500			
132		282,700			
133		282,900			
134		283,100			
135		283,400			
136		283,700			
137		283,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	206,200	217,300	235,900	257,800	290,200

備考 この表は、技能・労務職員で規則で定める職員に適用する。

別表第2(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		
	19	362,000	448,400	502,600		
	20	365,200	449,800	504,500		
	21	368,500	451,100	506,400		
	22	371,600	452,600	508,100		
	23	374,700	454,000	509,900		
	24	377,700	455,400	511,700		
	25	380,800	456,800	513,300		
	26	383,100	458,200	515,100		
	27	385,400	459,500	516,900		
	28	387,600	460,900	518,400		
	29	389,500	462,300	519,800		
	30	391,200	463,600	521,500		
	31	392,900	465,000	523,300		
	32	394,700	466,400	525,000		
	33	396,400	467,700	526,500		
	34	398,200	469,100	527,800		
	35	399,800	470,400	529,100		
	36	401,100	471,800	530,400		
	37	402,500	473,200	531,400		
	38	403,900	474,900	532,700		
	39	405,300	476,500	534,000		
	40	406,700	478,000	535,300		
	41	408,200	479,600	536,300		
	42	408,900	480,800	537,100		
	43	409,500	481,900	537,900		
	44	410,100	483,000	538,700		
	45	410,900	484,000	539,600		
	46	411,500	484,900	540,400		
	47	412,100	485,800	541,200		
	48	412,600	486,600	541,900		
	49	413,100	487,300	542,700		

50	413,500	488,000	543,500		
51	414,000	488,700	544,200		
52	414,400	489,300	545,100		
53	414,800	489,900	546,000		
54	415,100	490,600	546,800		
55	415,400	491,200	547,700		
56	415,800	491,800	548,600		
57	416,100	492,100	549,400		
58	416,500	492,700	550,200		
59	416,800	493,300	551,000		
60	417,200	494,000	551,700		
61	417,600	494,400	552,500		
62	417,900	495,000	553,400		
63	418,200	495,700	554,300		
64	418,500	496,400	555,200		
65	418,800	496,800	556,000		
66		497,400	556,900		
67		498,000	557,800		
68		498,500	558,700		
69		499,000	559,500		
70		499,500	560,400		
71		500,000	561,300		
72		500,500	562,200		
73		500,900	563,000		
74		501,400			
75		501,800			
76		502,200			
77		502,700			
78		503,300			
79		503,800			
80		504,200			
81		504,700			
82		505,300			
83		505,900			
84		506,400			
85		506,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		312,900	356,500	412,800	488,500
					590,500

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定める職員に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	492,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100	493,600
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100	494,900
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	496,200
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	497,500
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	498,900
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	500,300
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	501,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	502,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	504,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	505,600
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	507,000
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	508,400
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	509,500
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	510,600
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	511,800
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	512,900
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	513,800
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	514,700
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	515,600
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	516,600
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200	
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600	
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300	
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800	
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200	
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600	
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000	
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400	
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800	
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100	
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400	
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700	
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000	
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300	
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600	
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900	
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800		
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100		
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400		
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700		
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000		
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300		
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600		
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800		

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100		
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400		
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700		
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900		
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100		
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400		
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700		
	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900		
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	423,200		
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	423,500		
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	423,800		
	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	424,000		
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	424,300		
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	424,600		
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	424,900		
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	425,100		
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	425,400		
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	425,700		
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	425,900		
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	426,200		
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200			
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800			
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400			
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900			
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400			
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800			
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200			
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500			
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000			
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400			
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800			
	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200			
	78	265,000	301,000	338,100	359,700				
	79	265,300	301,200	338,500	359,900				
	80	265,500	301,500	339,000	360,200				
	81	265,700	301,800	339,500	360,700				
	82	266,000	302,000	339,800	361,000				
	83	266,300	302,300	340,000	361,300				
	84	266,500	302,600	340,300	361,600				
	85	266,700	302,800	340,700	362,000				
	86		303,000	341,100	362,300				
	87		303,200	341,400	362,600				
	88		303,400	341,700	362,900				
	89		303,800	342,000	363,300				
	90		304,000	342,200	363,600				
	91		304,200	342,600	363,800				
	92		304,400	342,900	364,100				
	93		304,800	343,100	364,400				
	94		305,000	343,400	364,800				
	95		305,200	343,700	365,200				

96		305,500	343,900	365,600				
97		305,800	344,100	366,100				
98		306,000	344,400	366,500				
99		306,200	344,700	366,900				
100		306,500	344,900	367,300				
101		306,800	345,100	367,800				
102		307,000	345,300					
103		307,200	345,700					
104		307,500	345,900					
105		307,800	346,100					
106			346,400					
107			346,800					
108			347,200					
109			347,400					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400
								447,600

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定める職員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
	1	円 221,700	円 254,700	円 293,900	円 307,300	円 330,800	円 373,400	円 428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	

定年前 再任用 短時間 勤務職員 以外の職員	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
	53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
	54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
	55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
	56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	
	57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300	
	58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600		
	59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300		
	60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900		
	61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500		
	62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100		
	63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800		
	64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400		
	65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100		
	66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600		
	67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200		
	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700		
	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100		
	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700		
	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100		
	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400		
	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700		
	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200		
	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600		
	76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900		
	77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200		
	78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700		
	79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200		
	80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600		
	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900		
	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300		
	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800		
	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200		
	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600		
	86	295,800	322,600	360,600	379,900			
	87	296,300	323,600	361,400	380,500			
	88	296,800	324,600	362,200	381,000			
	89	297,200	325,500	362,800	381,300			
	90	297,700	326,500	363,400	381,800			
	91	298,200	327,500	364,000	382,100			
	92	298,700	328,500	364,600	382,400			
	93	299,200	329,300	365,000	383,000			
	94	299,600	330,000	365,400	383,500			
	95	300,100	330,700	365,900	384,000			

96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500			
97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100			
98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600			
99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100			
100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500			
101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100			
102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600			
103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100			
104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600			
105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200			
106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600			
107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100			
108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600			
109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200			
110	306, 500	337, 800	372, 400	391, 700			
111	306, 700	338, 100	372, 900	392, 200			
112	307, 000	338, 400	373, 300	392, 700			
113	307, 300	338, 700	373, 700	393, 300			
114	307, 500	339, 100	374, 100				
115	307, 800	339, 400	374, 600				
116	308, 000	339, 700	375, 100				
117	308, 300	339, 900	375, 500				
118	308, 500	340, 200	376, 000				
119	308, 800	340, 500	376, 500				
120	309, 100	340, 700	377, 000				
121	309, 400	340, 900	377, 300				
122	309, 700	341, 200	377, 800				
123	310, 000	341, 500	378, 300				
124	310, 300	341, 800	378, 800				
125	310, 500	342, 000	379, 200				
126	310, 700	342, 300					
127	311, 000	342, 600					
128	311, 400	342, 800					
129	311, 600	343, 000					
130	311, 900	343, 200					
131	312, 200	343, 500					
132	312, 600	343, 700					
133	312, 800	344, 000					
134	313, 100	344, 400					
135	313, 400	344, 800					
136	313, 700	345, 200					
137	313, 900	345, 500					
138	314, 200	345, 900					
139	314, 500	346, 300					
140	314, 800	346, 700					
141	315, 000	347, 000					
142	315, 300	347, 400					
143	315, 700	347, 700					
144	316, 000	348, 100					
145	316, 200	348, 400					

146	316,400	348,800					
147	316,700	349,200					
148	317,000	349,600					
149	317,200	349,900					
150	317,400	350,300					
151	317,700	350,700					
152	318,000	351,100					
153	318,400	351,400					
154	318,600						
155	318,800						
156	319,100						
157	319,400						
158	319,700						
159	320,000						
160	320,300						
161	320,700						
162	321,000						
163	321,300						
164	321,600						
165	322,000						
166	322,300						
167	322,600						
168	322,900						
169	323,300						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000

備考 この表は、病院等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定める職員に適用する。

第2条 大垣市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の125」を「100分の126.25」に改め、「以下この条及び」を削り、「100分の105」を「100分の106.25」に改め、「、12月に支給する場合においては100分の127.5(特定管理職員にあっては、100分の107.5)」を削り、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」を「100分の71.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の60」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第25条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125)、12月に支給する場合においては100分の107.5(特定管理職員にあっては、100分の127.5)」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60)、12月に支給する場合においては100分の52.5(特定管理職員にあっては、100分の62.5)」を「100分の61.25」に改める。

(大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成17年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	円 405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000

第8条第2項中「、第23条の2第1項」を「第23条の2第1項」に改め、「100分の95」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と」を、「100分の87.5」との次に「、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と」を加える。

第4条 大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

(大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「、6月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235」に改める。

第6条 大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235」を「100分の232.5」に改める。

(大垣市に常時勤務を要する特別職の給与に関する条例の一部改正)

第7条 大垣市に常時勤務を要する特別職の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の230」を「、6月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235」に改める。

第8条 大垣市に常時勤務を要する特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235」を「100分の232.5」に改める。

(大垣市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 大垣市教育長の給与等に関する条例(昭和31年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「、6月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235」に改める。

第10条 大垣市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条及び附則第6項の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(適用日)

2 第1条の規定による改正後の大垣市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後の大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の

規定、第5条の規定による改正後の大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定、第7条の規定による改正後の大垣市に常時勤務を要する特別職の給与に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)の規定及び第9条の規定による改正後の大垣市教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教育長給与条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の議員報酬条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の大垣市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第7条の規定による改正前の大垣市に常時勤務を要する特別職の給与に関する条例若しくは第9条の規定による改正前の大垣市教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第5条の規定による改正前の大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の特別職給与条例若しくは改正後の教育長給与条例の規定による給与又は改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
(大垣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 5 大垣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第9条中「100分の125」を「、6月に支給する場合においては100分の125」に、「第25条」を「以下この条及び第25条」に改め、「乗じて得た額)」の次に「、12月に支給する場合においては100分の127.5(特定管理職員にあっては、100分の107.5)」を加える。

- 6 大垣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条中「、6月に支給する場合においては100分の125」を「100分の126.25」に改め、「以下この条及び」を削り、「100分の105」を「100分の106.25」に改め、「、12月に支給する場合においては100分の127.5(特定管理職員にあっては、100分の107.5)」を削る。

議第84号

大垣市公契約条例の一部改正について

大垣市公契約条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年12月1日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市公契約条例の一部を改正する条例

大垣市公契約条例(平成28年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号及び第4号中「下請負者」を「請負人」に改める。

第16条の見出し中「下請負者」を「請負人」に改め、同条中「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請負者」を「請負人」に改める。

第17条第2項中「下請負者」を「請負人」に改める。

第18条中「事業者」を「商工団体」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議第85号

大垣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大垣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年12月1日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大垣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「第23条第2項中「保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者」とあるのは「保育士」と、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第86号

大垣市火入れに関する条例の一部改正について

大垣市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年12月1日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市火入れに関する条例の一部を改正する条例

大垣市火入れに関する条例(昭和59年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項及び第2項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改める。

第13条及び第14条第1項中「大垣消防組合消防長」を「火入地を所管する消防長」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議第87号

大垣市公設地方卸売市場業務条例の一部改正について

大垣市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年12月1日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

大垣市公設地方卸売市場業務条例(昭和49年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第44条の次に次の1条を加える。

(食品等持続的供給法に係る公表)

第44条の2 市長は、インターネットの利用その他の適切な方法により、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 取扱品目のうち、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。)第42条第1項に規定する指定飲食料品等(取扱予定のないものを除く。)

(2) 前号の規定に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標

(3) 食品等持続的供給法第36条各号に規定する措置の内容

第46条を次のように改める。

(委託手数料の率)

第46条 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料の率は、規則で定める取扱品目ごとに卸売業者が定めるものとする。

2 卸売業者は、前項の委託手数料の率を定め、又は変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出を行う卸売業者から、委託手数料の率が経営に与える影響その他必要な事項について説明を求めることができる。

4 卸売業者は、委託手数料の率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する方法その他の適切な方法により、委託者に周知しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 改正後の第46条の規定による委託手数料の率の設定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

議第88号

大垣市下水道条例等の一部改正について

大垣市下水道条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年12月1日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市下水道条例等の一部を改正する条例

(大垣市下水道条例の一部改正)

第1条 大垣市下水道条例(平成17年条例第64号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項の表中「1,280.4円」を「1,357.4円」に、「128.7円」を「136.4円」に、「150.7円」を「159.5円」に、「2,488.2円」を「2,563円」に、「744.7円」を「766.7円」に、「372.9円」を「383.9円」に、「123.2円」を「126.5円」に、「3,732.3円」を「3,844.5円」に改める。

(大垣市農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 大垣市農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第62号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,488.2円」を「2,563円」に、「744.7円」を「766.7円」に、「372.9円」を「383.9円」に、「123.2円」を「126.5円」に、「3,732.3円」を「3,844.5円」に改める。

(大垣市簡易水道の管理に関する条例の一部改正)

第3条 大垣市簡易水道の管理に関する条例(平成10年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表中「712.8円」を「770円」に、「190.3円」を「205.7円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(大垣市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の大垣市下水道条例第19条第1項の規定は、令和8年6月1日以後に算定する使用料について適用し、同日前に算定する使用料については、なお従前の例による。

(大垣市農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の大垣市農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の設置及び管理に関する条例別表の規定は、令和8年6月1日以

後に算定する使用料について適用し、同日前に算定する使用料については、なお従前の例による。

(大垣市簡易水道の管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後の大垣市簡易水道の管理に関する条例第14条第1項の規定は、令和8年6月1日以後に算定する料金について適用し、同日前に算定する料金については、なお従前の例による。

議第89号

大垣市多目的交流イベントハウス設置条例の廃止について

大垣市多目的交流イベントハウス設置条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年12月1日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市多目的交流イベントハウス設置条例を廃止する条例

大垣市多目的交流イベントハウス設置条例(平成19年条例第30号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第90号

大垣市守屋多々志美術館条例の廃止について

大垣市守屋多々志美術館条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年12月1日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市守屋多々志美術館条例を廃止する条例

大垣市守屋多々志美術館条例(平成13年条例第20号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(大垣城の設置等に関する条例等の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中

大垣城・郷土館・守屋多々志美術館・ 奥の細道むすびの地記念館共通入館料	600円	300円
」を		
大垣城・郷土館・奥の細道むすびの地 記念館共通入館料	400円	200円
」に		

改める。

- (1) 大垣城の設置等に関する条例(昭和53年条例第2号)別表
- (2) 大垣市郷土館条例(昭和60年条例第17号)別表第1
- (3) 大垣市奥の細道むすびの地条例(平成23年条例第3号)別表第1

議第91号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月1日 提出

大垣市長 石 田 仁

1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称

大垣市情報工房

2 指定管理者となる団体の名称等

共同事業体 G・I・NETグループ

代表団体 大垣市小野4丁目35番地10

グレートインフォメーションネットワーク株式会社

代表取締役社長 川瀬 尚志

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第92号

岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定に基づき、岐阜県市町村会館組合規約(平成5年12月20日岐阜県指令伊総第891号)の一部を次のとおり変更することに關し、同規約第2条に規定する関係地方公共団体と協議する。

令和7年12月1日 提出

大垣市長 石 田 仁

岐阜県市町村会館組合規約の一部を変更する規約

岐阜県市町村会館組合規約(平成5年12月20日岐阜県指令伊総第891号)の一部を次のように変更する。

第12条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

組合の解散に伴う事務の承継にあっては、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をもって定める。

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

議第93号

岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条及び第289条並びに令和7年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合規約(平成5年12月20日岐阜県指令伊総第891号)第12条第1項の規定に基づき、次の同意書のとおり岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等をすることに關し、同規約第2条に規定する関係地方公共団体と協議する。

令和7年12月1日 提出

大垣市長 石 田 仁

岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議書に代わる同意書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条の規定による岐阜県市町村会館組合(以下「組合」という。)の解散及び同法第289条の規定による財産処分並びに令和7年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合規約第12条第1項の規定による事務の承継等について、次のとおり定めることに異議ありません。

記

1 解散の期日

令和8年3月31日をもって解散するものとする。

2 解散に伴う財産処分

- (1) 岐阜県県民ふれあい会館入居基金は、岐阜県町村会に返還する。
- (2) 財政調整積立金は、直近の年度における関係地方公共団体が負担した市町村負担金の割合に応じて関係地方公共団体に分配する。

3 解散に伴う事務の承継等

- (1) 岐阜県県民ふれあい会館への入居事務については、現に入居する団体が直接、岐阜県観光文化スポーツ部文化創造課及び指定管理者との間で行う。
- (2) 軽自動車税申告書特別調査事務については、42市町村で新たに組織する(仮称)岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会により共同処理する。
- (3) 打ち切り決算の審査及び認定は、解散の日における組合長の市町村において行い、当該市町村の長は、その決算を当該認定する議会の議決とともに

に、他の関係地方公共団体の長に報告しなければならない。

- (4) 他の関係市町村長は、前号の規定による報告があったときは、直ちに決算の要領を公表するものとする。
- (5) 打ち切り決算後の歳計現金は、(仮称)岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会に譲渡する。
- (6) 組合が保有する職員の人事に関する文書は岐阜県市町村職員退職手当組合が承継し、軽自動車税申告書特別調査事務に関する文書は(仮称)岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会が承継し、それ以外の文書は岐阜県町村会が承継する。

4 職員の待遇等

- (1) 解散時に在職する4名の職員は、岐阜県市町村職員退職手当組合の職員として身分を引き継ぐ。
- (2) 組合が岐阜県市町村職員退職手当組合に納付した負担金及び岐阜県市町村職員退職手当組合から支払われた給付金の累計額は、岐阜県市町村職員退職手当組合の加入及び脱退の取扱いに関する条例(平成15年岐阜県市町村職員退職手当組合条例第3号)第12条第2号の規定により岐阜県市町村職員退職手当組合に承継するものとする。
- (3) 令和7年度分の地方公務員公務災害基金の精算ほか第1号の職員にかかる負担金等の精算は、岐阜県市町村職員退職手当組合が行う。

5 疑義等の協議

この同意書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、関係地方公共団体がその都度協議して定めるものとする。

報第14号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

令和7年12月1日 提出

大垣市長 石 田 仁

専第7号

損害賠償の額の決定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和7年9月22日 専決

大垣市長 石 田 仁

1 損 害 賠 償 の 額 2万4,200円

2 損害賠償の相手方 大垣市江崎町422番地10

大垣警察署長 遠藤 仁

3 事 故 の 概 要 令和7年5月8日午後1時30分頃、大垣市本町2丁目21番地先において、市職員が運転する公用車が左折した際、相手方所有の補助標識(「一方通行」の規制標識に附置された「自動車・原付」の補助標識)に接触し、損害を与えた。

報第15号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

令和7年12月1日 提出

大垣市長 石 田 仁

専第8号

損害賠償の額の決定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和7年10月28日 専決

大垣市長 石 田 仁

1 損 害 賠 償 の 額 10万6,690円

2 損害賠償の相手方
●●●●●●●●●●
●● ●●

3 事 故 の 概 要 令和7年8月13日午後3時20分頃、大垣市外野2丁目100番地において、市職員が運転する公用車を駐車のため後退させた際、同一駐車区画に駐車しようと後退中の相手方自動車と接触し、損害を与えた。